

	定型書式	事件名	収入印紙		予納郵券	
			申立手数料	後見登記用		
別表第一審判	○	後見・保佐・補助開始 (保佐・補助については、同意権、代理権付与の申立てごとに申立手数料800円が必要)	800円	2600円	5060円	500円×6枚・82円×20枚・50円×5枚・10円×15枚・2円×10枚
		後見人等辞任・選任 (申立人が同一の場合)		1400円	4130円	500円×6枚・82円×10枚・50円×4枚・10円×10枚・2円×5枚
	○	任意後見監督人選任		1400円	3030円	500円×4枚・82円×10枚・50円×2枚・10円×10枚・2円×5枚
		同意権付与・代理権付与 (単独申立ての場合)		1400円		
		後見人等辞任		1400円		
		後見人等選任 後見監督人等選任		—		
		後見開始等の審判の取消		—		
	○	後見人選任(未成年者)		—	512円	82円×6枚・10円×2枚
	○	特別代理人選任 (被後見人)		—		
		臨時保佐人選任 臨時補助人選任		—	840円	82円×10枚・10円×2枚 (未成年者が1人増す毎に82円×6枚・10円×1枚をプラス)
	○	特別代理人選任 (未成年)		—		
	○	居住用不動産の処分		—	92円	82円×1枚・10円×1枚
	○	不在者財産管理人選任		—	3350円	500円×3枚・100円×1枚・82円×20枚・10円×10枚・2円×5枚
		不在者財産管理人の権限外行為の許可		—	410円	82円×5枚
	○	失踪宣告		—	3570円	500円×2枚・82円×30枚・10円×10枚・2円×5枚
		失踪宣告取消		—	2914円	500円×2枚・82円×22枚・10円×10枚・2円×5枚
	○	子の氏変更		—	82円	82円×1枚
	○	養子縁組		—	870円	82円×10枚・10円×5枚
	○	死後離縁の許可		—	1328円	500円×2枚・82円×4枚
	○	特別養子縁組		—	4310円	500円×6枚・82円×15枚・10円×8枚
	○	相続の承認・放棄の期間伸長		—	460円	82円×5枚・10円×5枚
		限定承認の申述		—	460円×申述人数	(82円×5枚・10円×5枚)×申述人数
	○	相続放棄の申述		—	460円×申述人数	(82円×5枚・10円×5枚)×申述人数
	○	相続財産管理人選任 (相続人不存在)		—	1980円	500円×2枚・100円×1枚・82円×10枚・10円×5枚・2円×5枚
		相続財産管理人の権限外行為許可		—	92円	82円×1枚・10円×1枚
		相続人捜索の公告		—	328円	82円×4枚
	○	特別縁故者に対する相続財産分与		—	3350円	500円×3枚・100円×1枚・82円×20枚・10円×10枚・2円×5枚
		遺言の確認		—	1492円	500円×2枚・82円×5枚・52円1枚・10円×3枚

	定型書式	事件名	収入印紙		予納郵券	
			申立手数料	後見登記用		
	○	遺言書検認	800円	—	82円×呼び出す人数	82円×呼び出す人数
	○	遺言執行者の選任		—	410円	82円×5枚
		遺留分放棄		—	410円	82円×5枚
	○	氏の変更		—	1328円×申立人数(親権者ではない)	(500円×2枚・82円×3枚・52円×1枚・10円×3枚)×申立人数
	○	名の変更		—	246円	82円×3枚
		就籍許可		—	2742円	500円×2枚・82円×20枚・52円×1枚・10円×5枚
		戸籍訂正		—	1492円	500円×2枚・82円×5枚・52円×1枚・10円×3枚
		性別の取扱いの変更		—	2628円	500円×4枚・82円×7枚・10円×5枚・2円×2枚
		親権停止・親権喪失・管理権喪失 児童福祉法		—	820円+1082円×当事者数	(82円×5枚・52円×5枚・20円×5枚・10円×5枚)+(500円×2枚・82円×1枚)×当事者数
	○	保護者選任		—	410円	82円×5枚
別表第二審判	○	遺産分割	1200円	—	2940円+1082円×当事者数	(100円×10枚・82円×20枚・10円×30枚)+(500円×2枚・82円×1枚)×当事者数
	○	離婚時年金分割		—	3646円	500円×6枚・82円×6枚・52円×2枚・10円×5枚
		上記以外の別表第二審判事件		—	820円+1082円×当事者数	(100円×2枚・82円×5枚・50円×1枚・20円×5枚・10円×5枚・1円×10枚)+(500円×2枚・82円×1枚)×当事者数

※1 申立時の予納郵券額です。海外に当事者が居住する場合や進行によっては追納していただく場合があります。

※2 収入印紙は、「申し立てる審判事項の数に応じた金額分」が必要になります。

(例) 後見人辞任(収入印紙800円)+後見人選任(収入印紙800円)=合計1600円分の収入印紙が必要になります。

※3 成年後見申立てセットは、さいたま家庭裁判所ウェブページに掲載があります。